［ニ・ホ　略］

八　九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するもの（前二号に規定するものを除く。）

［イ　略］

ロ　送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。）を超える場合は、その超えた分を送信空中線の利得で減ずるものとし、三デシベル以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ　無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が九一六MHz以上九二八MHz以下の周波数にあつては、九一六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて帯域幅が二〇〇kHzのチャネルを、九二八・一五MHz以上九二九・六五MHz以下の周波数にあつては、九二八・一五MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて帯域幅が一〇〇kHzのチャネルをいう。ホ並びに別表第一号注34⑵及び別表第三号25において同じ。）を使用するもの（同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。）であること。

［ニ・ホ　略］

［九～十三　略］

第四節の三十二　九二〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備

（九二〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備）

第四十九条の三十四　九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。

二　空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

三　空中線電力は、二五〇ミリワット以下であること。

四　送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が二七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下第七号において同じ。）以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

五　無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が九二〇・六MHz以上九二三・四MHz以下の周波数のうち九二〇・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。第七号並びに別表第一号注34⑹、同注35、別表第二号第56及び別表第三号24⑶において同じ。）を一又は二以上同時に使用するもの（同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。）であること。

［ニ・ホ　同上］

八　［同上］

［イ　同上］

ロ　送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に〇・〇〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ　無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が、九一六MHz以上九二八MHz以下の周波数にあつては、九一六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて帯域幅が二〇〇kHzのチャネルを、九二八・一五MHz以上九二九・六五MHz以下の周波数にあつては、九二八・一五MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて帯域幅が一〇〇kHzのチャネルをいう。ホ及び別表第三号25において同じ。）を使用するもの（同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。）であること。

［ニ・ホ　同上］

［九～十三　同上］

［新設］